

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 6 日まで

昭和 34 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 6 日までの A 社 B 工場に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとされている。脱退手当金の請求及び受給の記憶は全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を受給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が申立期間前の 26 か月に及ぶ被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 40 年 1 月 28 日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁(当時)の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所(当時)で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

加えて、申立人が昭和 47 年 6 月に別の事業所へ就職した際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間と同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険の加入期間があることを自ら伝えたものと考えられることから、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難

い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月

厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続をすぐに行い、保険料を納付した。

空白の期間は無いものと考えていたので、申立期間が未加入とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失（オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 52 年 12 月 21 日）後、すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及びA市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿に「届出 53 年 5 月 18 日」と記載されていることから、申立人は、53 年 5 月頃国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、同被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載から、同年 1 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険の資格喪失日が昭和 52 年 12 月 21 日なのであれば、同日から国民年金に加入するのではないか。」と主張しているが、上記A市の国民年金被保険者名簿によると、その備考欄に「C(株)52. 3. 30～52. 12. 31」との記載が確認できることから、申立人の国民年金加入手続当時、同市は、申立人が 52 年 12 月 31 日まで厚生年金保険の適用事業所であるC社に勤務していたと判断し、その翌日である 53 年 1 月 1 日を国民年金の被保険者資格取得日としたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間当時、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してもらっていた。

申立期間が未加入及び未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 57 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、同年 11 月 1 日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与していない上、その母親も、「加入手続や保険料の納付方法などについて、具体的なことは覚えていない。」としていることから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで
申立期間は学生であったが、20歳になったときに、母が国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったとき（平成元年*月*日）、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得日と免除申請日との関係から、申立人は、3年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人が母親から受け取り、唯一所持している年金手帳の記載から、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、学生については、平成3年4月1日から国民年金に強制加入とされ、それ以前は任意加入の対象者であったところ、申立人の申立期間は大学生であったとしていることから、上記加入手続時点において、制度上、申立期間に遡って任意加入することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与していない上、その母親も、加入手続及び保険料納付の具体的な状況について、記憶が曖昧であることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 22 日まで
② 昭和 34 年 4 月 22 日から同年 8 月 30 日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間(申立期間①はB工場、申立期間②はC工場)について、脱退手当金が支給されたことになっているが、当該事業所の退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、自分で請求した記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後各1年間に資格を喪失し受給要件を満たしている20名のうち、13名に脱退手当金の支給記録があり、このうち、12名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定が行われている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数いることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月16日に支給決定されていることが確認できるほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、厚生省保険局年金保険課(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年10月25日まで
② 昭和19年11月17日から20年1月25日まで
③ 昭和22年5月2日から23年1月25日まで
④ 昭和23年3月10日から24年1月25日まで
⑤ 昭和24年3月2日から25年1月16日まで
⑥ 昭和25年2月1日から28年1月16日まで
⑦ 昭和28年3月10日から同年10月1日まで
⑧ 昭和28年10月1日から30年1月8日まで
⑨ 昭和30年2月1日から同年4月18日まで

A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑨に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和30年8月11日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間⑨の事業所を退職後、昭和36年4月に国民年金に強制加入するまで厚生年金保険被保険者の履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間②と③の間に脱退手当金が未請求となってい

る厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であると考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月18日から32年10月21日まで
脱退手当金の確認はがきをもらって、A社B工場に勤務した時の被保険者期間について脱退手当金が支給されていることが分かったが、当時は脱退手当金のことも知らなかったし、受け取った記憶も無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和32年10月21日の前後各1年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性24名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20名に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約1か月後の昭和32年11月28日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。